

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ
○保安林の指定予定の通知 (中丹広域振興局)	303
○公共測量の終了 (用地課)	304
公 告	
○大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見の概要 (山城広域振興局)	〃

○土地改良区役員の就退任届 (農村振興課、南丹広域振興局)	304
○令和 7 年度狩猟免許試験の実施 (農村振興課)	305
○令和 7 年度狩猟免許の更新に係る適性検査及び講習の実施 (〃)	307
○都市計画法に基づく工事完了 (建築指導課)	308

告 示

京都府告示第271号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和 7 年 5 月13日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 保安林予定森林の所在場所
福知山市夜久野町板生小字大峠8234、8234の 1、8235、8235の 1、8237
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を京都府中丹広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、福知山市役所においてその関係書類を閲覧することができる。)

京都府告示第272号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和 7 年 5 月13日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 保安林予定森林の所在場所
舞鶴市字桑飼上小字栃迫1825の 1 から1825の 4 ま
で、小字小原栃迫10482、小字小原10482の 1、10483
- 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を京都府中丹広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、舞鶴市役所においてその関係書類を閲覧することができる。)

京都府告示第273号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の地域の公共測量（令和6年京都府告示第402号）が令和7年3月31日終了した旨測量計画機関の長である宇治市長から通知があった。

令和7年5月13日

京都府知事 西 脇 隆 俊

測量の地域
宇治市小倉町

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により精華町から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

令和7年5月13日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームセンターコーナン精華台店
相楽郡精華町精華台六丁目2番地
- 届出者の名称及び住所
コーナン商事株式会社
堺市西区鳳東町四丁401番地1
- 意見の対象となった届出及び届出日
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による変更の届出
令和6年11月28日
- 意見の概要
 - 店舗駐車場の事故防止対策として、敷地内の適切な表示を検討するとともに、適切な人数の誘導員・警備員を配置し安全対策を徹底すること。
 - 敷地南側は、通学生徒の通行があることから、工事車両及び開業後の車両の入退出に当たっては、各種安全対策の徹底を行うこと。また、出口について、歩行者等横断時の安全確保や誤進入車両の停車等により前面道路の安全通行を妨げないよう対応を検討すること。
 - 地域の防犯対策として、適切な対策と防犯啓発活動への協力を検討すること。また、青少年のたまり

場にならないように警察と連携すること。

- 各種イベントへの協力や地域貢献への対応を検討すること。
- 環境負荷軽減に向けた取組を検討すること。
- 各種法律に即した店舗運営を行うこと。特に騒音について、騒音予測等では基準値内に収まっているが、運用時に苦情等が発生する場合は、誠意をもって対応すること。

5 縦覧場所

京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課

6 縦覧期間

令和7年5月13日から令和7年6月13日まで

京北六ヶ土地改良区の役員の改選に伴い、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次のとおり新旧役員の氏名及び住所の届出があった。

令和7年5月13日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 就任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
京都市右京区京北比賀江町坊ヶ瀬29	西 河 正 巳
〃 〃 〃 東中溝28	田 淵 保
〃 〃 京北中江町清水尻9の1	小谷口 歩
〃 〃 京北塔町中筋浦59の1	塔 下 守
〃 〃 京北辻町左近縄手5	北小路 寿 彦
〃 〃 京北鳥居町伏拝14	仲 間 桂
〃 〃 京北下町畑野14、15合地	室 茂 樹
〃 〃 〃 岩ノ元20	新 庄 隆 夫

(2) 監事

住 所	氏 名
京都市右京区京北下町畑野33	水 口 紀久夫
〃 〃 京北比賀江町長塚23	富 永 稔
〃 〃 京北大野町横枕11	野 尻 隆 文

2 退任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
京都市右京区京北比賀江町中西32	新 井 保 治
〃 〃 〃 〃 54	新 井 満 雄
〃 〃 京北中江町清水尻 5	村 山 眞 人
〃 〃 京北塔町宮ノ上24の 2	村 上 藤 彦
〃 〃 京北辻町左近縄手 5	北小路 寿 彦
〃 〃 京北鳥居町伏拝14	仲 間 桂
〃 〃 京北下町萱野35	大 栢 雄 次
〃 〃 〃 畑野74の 7	室 武 彦

(2) 監事

住 所	氏 名
京都市右京区京北中江町横手55	相 築 進
〃 〃 京北鳥居町市無22の 4	久 保 和 平



亀岡市昭和池土地改良区の役員の改選に伴い、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、次のとおり新旧役員の氏名及び住所の届出があった。

令和 7 年 5 月 13 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 就任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
亀岡市南つつじヶ丘桜台 5 丁目 7 の 6	多 田 加寿樹
〃 曾我部町寺城ヶ裏32	小 谷 伸 広
〃 〃 犬飼地蔵又 5 の 2	井 口 秀 樹
〃 〃 南条屋敷32	六 島 明 伸
〃 〃 西条上千代 2	木 内 清 孝
〃 〃 重利先代25	桂 光 正

亀岡市曾我部町穴太達原39の 1	齋 藤 靖 司
〃 〃 法貴茶屋上又23の 1	法 貴 正 光
〃 〃 〃 万寿36の 6	白 石 暁 子

(2) 監事

住 所	氏 名
亀岡市曾我部町寺広畑37	能 勢 明 和
〃 〃 犬飼荒見代22の 2	松 岡 豊 誠
〃 〃 西条中檀ノ上44の 3	圓 山 幸 彦
〃 〃 春日部上山田24	山 内 竜 雄

2 退任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
亀岡市曾我部町中前通29の 1	山 本 安 彦
〃 〃 法貴一ノ井出10	江 見 政 幸
〃 〃 犬飼地蔵又10	松 本 孝 之
〃 〃 南条上河原30の 2	和 田 美 義
〃 〃 西条上千代 4	原 田 慎 吾
〃 〃 重利先代25	桂 光 正
〃 〃 穴太河原口20の 1	美 馬 悦 雄
〃 〃 寺広畑32	山 脇 辰 也

(2) 監事

住 所	氏 名
亀岡市曾我部町南条屋敷37の 8	竹 内 芳 夫
〃 〃 穴太藤ノ木 2	小 島 義 秀
〃 〃 中前通50	前 田 泉
〃 〃 犬飼前川31	井 口 昭 幸



鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第41条の

規定により、令和 7 年度狩猟免許試験を次のとおり実施する。

令和 7 年 5 月 13 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 試験の日時及び場所

	試験の種類	日 時	場 所
第 1 回	知識試験、 適性試験及 び技能試験	令和 7 年 7 月 10 日（木） 午前 9 時 30 分	綾部市市民センター （あやべ・日東精工ア リーナ） 綾部市西町三丁目南 大坪 39 の 10
第 2 回		令和 7 年 7 月 30 日（水） 午前 9 時 30 分	〃
第 3 回		令和 7 年 9 月 11 日（木） 午前 9 時 30 分	京都府庁第 3 号館 京都市上京区下立売 通新町西入藪ノ内町
第 4 回		令和 7 年 9 月 27 日（土） 午前 9 時 30 分	〃
第 5 回		令和 7 年 12 月 2 日（火） 午前 9 時 30 分	〃

2 試験科目

(1) 知識試験（筆記試験）

- ア 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令
- イ 猟具に関する知識
- ウ 鳥獣に関する知識
- エ 鳥獣の保護及び管理に関する知識

(2) 適性試験

狩猟に関する適性の有無を判定するため、視力、聴力及び運動能力について行う。

(3) 技能試験

猟具の取扱い、鳥獣の判別及び距離の目測について行う（技能試験は、知識試験及び適性試験に合格した者でなければ受験することができない。）。

3 受験資格

京都府内に住所を有する者。ただし、法第 40 条各号に該当する者を除く。

4 狩猟免許の申請手続

(1) 申請用紙の配布及び申請書の提出先

各京都府総合庁舎内の総合案内・相談コーナー及び京都府京都林務事務所において行う（郵送による申請も可とするが、受付期間内に住所地を所管する公所に特定記録郵便で必着のこと。）。

(2) 申請書の受付期間及び受付時間

	受付期間	受付時間
第 1 回	令和 7 年 5 月 27 日（火）から 令和 7 年 6 月 26 日（木）まで （日曜日及び土曜日を除く。）	午前 8 時 30 分から 午後 4 時 30 分まで （正午から午後 1 時 までを除く。）
第 2 回	令和 7 年 5 月 27 日（火）から 令和 7 年 7 月 16 日（水）まで （日曜日及び土曜日を除く。）	
第 3 回	令和 7 年 5 月 27 日（火）から 令和 7 年 8 月 28 日（木）まで （日曜日、土曜日及び祝日を 除く。）	
第 4 回	令和 7 年 5 月 27 日（火）から 令和 7 年 9 月 12 日（金）まで （日曜日、土曜日及び祝日を 除く。）	
第 5 回	令和 7 年 5 月 27 日（火）から 令和 7 年 11 月 18 日（火）まで （日曜日、土曜日及び祝日を 除く。）	

(3) 申請書の添付書類等

ア 写真（申請書提出前 6 箇月以内に撮影した正面・上三分身・無帽・無背景で、縦 3.0 センチメートル、横 2.4 センチメートルのもの）

イ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）第 4 条第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）に規定する許可に係る許可証の写し（当該許可を受けていない者にあつては、法第 40 条第 2 号から第 4 号までに該当するかどうかについての医師の診断書）

ウ 住民票の写し又は現住所を確認することができる本人確認書類（個人番号カード（通知カードを含む。）、運転免許証、健康保険証又は公共料金請求書）の写し。ただし、申請窓口においてこれらの書類を提示した場合は、添付を省略することができる。

(4) 申請手数料

5,200 円。ただし、法第 49 条各号のいずれかに該当する者は、3,900 円。いずれの場合も所定の額の京都府納付済証を申請書に貼付すること。複数の狩猟免許を受けようとする者は、免許の種類ごとに免許申請手数料を要する。

5 試験の一部免除

現に受けている狩猟免許と異なる種類の狩猟免許を受けようとする者については、知識試験のうち鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、鳥獣に関する知識並びに鳥獣の保護及び管理に関する知識に係る設問を免除する。

6 試験についての問合せ先

京都府農林水産部農村振興課、各京都府広域振興局
農林商工部農商工連携・推進課及び京都府京都林務事
務所



鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第51条第
2項の規定により、令和7年度狩猟免許の更新に係る適
性検査及び講習を次のとおり実施する。

令和7年5月13日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 適性検査及び講習の日時及び場所

	日 時	場 所
第1回	令和7年7月8日 (火) 午前9時30分	京都府庁第3号館 京都市上京区下立売通新町西 入藪ノ内町
第2回	令和7年7月15日 (火) 午前9時30分	〃
第3回	令和7年7月26日 (土) 午前9時30分	文化パルク城陽 城陽市寺田今堀1
第4回	令和7年8月2日 (土) 午前9時30分	与謝野町勤労者総合福祉セン ター(野田川わーくばる) 与謝郡与謝野町四辻161
第5回	令和7年8月23日 (土) 午前9時30分	京都府庁第3号館 京都市上京区下立売通新町西 入藪ノ内町
第6回	令和7年8月26日 (火) 午前9時30分	綾部市市民センター(あやべ・ 日東精工アリーナ) 綾部市西町三丁目南大坪39の 10

2 適性検査及び講習を受けられる資格

京都府内に住所を有し、有効期限が令和7年9月14
日までの交付免状を所持している者で、狩猟免許の更
新を受けようとするもの。ただし、法第52条第2項各
号(狩猟免許の取消し等)及び第87条(狩猟免許の失
効)の規定に該当する者を除く。

3 適性検査及び講習の内容

(1) 適性検査

狩猟に関する適性の有無を判断するため、視力、
聴力及び運動能力について行う。

(2) 講習

ア 科目

(ア) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関
する法令

(イ) 鳥獣の保護及び管理に関する知識

(ウ) 鳥獣の判別

(エ) 猟具の取扱い

イ 時間

3時間程度

4 狩猟免許更新の申請手続

(1) 申請用紙の配布及び申請書の提出先

各京都府総合庁舎内の総合案内・相談コーナー及
び京都府京都林務事務所において行う(郵送による
申請も可とするが、受付期間内に住所地を所管する
公所に特定記録郵便で必着のこと。)

(2) 申請書の受付期間及び受付時間

	受付期間	受付時間
第1回	令和7年5月27日(火)から 令和7年6月24日(火)まで (日曜日及び土曜日を除く。)	午前8時30分から 午後4時30分まで (正午から午後1 時までを除く。)
第2回	令和7年5月27日(火)から 令和7年7月1日(火)まで (日曜日及び土曜日を除く。)	
第3回	令和7年5月27日(火)から 令和7年7月11日(金)まで (日曜日及び土曜日を除く。)	
第4回	令和7年5月27日(火)から 令和7年7月18日(金)まで (日曜日及び土曜日を除く。)	
第5回	令和7年5月27日(火)から 令和7年8月8日(金)まで (日曜日、土曜日及び祝日を 除く。)	
第6回	令和7年5月27日(火)から 令和7年8月12日(火)まで (日曜日、土曜日及び祝日を 除く。)	

(3) 申請書の添付書類等

ア 写真(申請書提出前6箇月以内に撮影した正面
・上三分身・無帽・無背景で、縦3.0センチメー
トル、横2.4センチメートルのもの)

イ 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)
第4条第1項(第1号に係る部分に限る。)に規
定する許可に係る許可証の写し(当該許可を受け
ていない者にあつては、法第40条第2号から第4
号までに該当するかどうかについての医師の診断
書)

ウ 認定鳥獣捕獲等事業に従事する者が、適性検査の免除を申請する場合は、認定鳥獣捕獲等事業者が作成した狩猟について必要な適性を有することを確認した旨の書面（狩猟について必要な適性の確認をした旨の書面）

(4) 狩猟免許更新手数料

2,900円（京都府納付済証を申請書に貼付すること。）

5 適性検査及び講習についての問合せ先

京都府農林水産部農村振興課、各京都府広域振興局
農林商工部農商工連携・推進課及び京都府京都林務事務所



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和7年5月13日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 工事が完了した開発区域に含まれる地域

八幡市岩田茶屋ノ前73の5

（関連区域）

八幡市岩田茶屋ノ前73の6、岩田大將軍32の1の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

八幡市岩田茶屋ノ前73の1

西 嵯 美智代

八幡市岩田茶屋ノ前73の1

西 嵯 矢